

別紙様式 2



介護職員等特定処遇改善計画書（令和元年度 届出用）

事業者等情報

事業者・開設者 (法人の名称)	フリガナ	カブシキガイシャフルライフ							
	名称	株式会社フルライフ							
主たる事業所の所在地 (法人の住所)	〒	2	3	2	-	0	0	1	3
	神奈川県				横浜市南区山王町3-24-8港横浜ビル4階				
	電話番号	045-250-1850			FAX番号	045-250-1852			

事業所等の情報 (名称・事業所番号・所在地・提供サービス等)	別紙一覧表による
※単一の事業所について提出する場合であっても、「4_市内事業所一覧」シートに必要な事項を記入すること。	

(1) 賃金改善計画について

(本計画に記載された金額については見込みの額であり、届出時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

賃金改善計画の概要について

①	算定する加算の区分	別紙一覧表による		
②	現行の処遇改善加算の取得状況			
③	サービス提供体制強化加算等の取得状況			
④	介護職員等特定処遇改善加算算定対象期間 (開始月・終了月を記載:最大6か月間)	令和元年10月	~	平成32年3月

★「⑤介護職員等特定処遇改善加算の見込額」について、どのシートの計算結果を用いるか選択してください。
(選択結果に応じて、計算結果が当該シートから転記されます。)

- 横浜市内の事業所のみ合計額を記載する場合 → シート4: 添付書類1 (市内事業所一覧表)
- 神奈川県内(横浜市含む)の事業所の合計額を記載する場合 → シート5: 添付書類2 (県内事業所一覧表)
- 全国(神奈川県含む)の事業所の合計額を記載する場合 → シート6: 添付書類3 (全国状況一覧表)

⑤	令和元年度 介護職員等特定処遇改善加算の見込額 [届出者が受け取る加算見込額]	25,258,120 円
	賃金改善の見込額 (i - ii の差分) [届出者が賃金改善として職員に支払う額]	25,674,085 円
⑥	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金総額 (見込額) (賃金改善後の賃金総額を記載)	1,282,752,634 円
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金総額 (賃金改善前の賃金総額を記載)	1,257,078,549 円
判定欄: エラー! を解消すること⇒		

- ※ ⑥については、必ず⑤を上回らなければならない。
- ※ ⑥については、法定福利費等のうち賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ⑥ii)の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。
すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括提出する場合、以下の添付書類についても提出すること。
 - ・添付書類1: 横浜市内に所在し、当該計画書の対象となる横浜市の指定介護サービス事業所等の一覧表
 - ・添付書類2: 神奈川県内の指定権者(横浜市を含む)の一覧表
 - ・添付書類3: 計画書の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

グループ毎の分配計画について

⑦	経験・技能のある介護職員(①)における平均賃金改善額((iii - iv) / v)	240,000	円/人
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	309,881,070	円
	iv) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	296,681,070	円
	v) 当該事業所における経験・技能のある介護職員の人数	55	人
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者(見込数)】	34	人
⑧	他の介護職員(②)における平均賃金改善額(vi - vii) / viii)	58,230	円/人
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	844,818,792	円
	vii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	834,162,702	円
	viii) 当該事業所における他の介護職員の人数	183	人
⑨	その他の職種(③)における平均賃金改善額(ix - x) / xi)	49,135	円/人
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	128,052,772	円
	x) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	126,234,777	円
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数	37	人
	【そのうち、改善後の賃金が最も高額な者の賃金(見込額)】	4,236,328	円

賃金改善の方法について

⑩	賃金改善実施期間 (開始月を記載: 最大6か月間)	平成32年1月	~	平成32年6月
※ 原則10月~翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は④の加算対象月数を超えてならない。				
①の「経験・技能のある介護職員」の基準設定の考え方について、以下に記載すること。 ※①のグループを設定しない場合には、その合理的な理由を以下に記載すること。				
法人が定める職位・能力基準表(Full Life Position Chart)におけるAssistantManager以上の介護職員を「経験・技能のある介護職員」とする。				
⑪	賃金改善を行う賃金項目及び方法 (賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。			
各グループの賃金改善対象者について、特定処遇改善加算手当として月額単価×月数を合計し、R2.4に支給する。				
①「経験・技能のある介護職員」に対し月額34,000円×月数をR2.4に支給。 ②「他の介護職員」の月給制従業員に対し月額20,000円×月数をR2.4に支給。時給制従業員は非対象とする。 ③「その他の職種」の月給制従業員に対し月額8,500円×月数をR2.4に支給。時給制従業員は非対象とする。 月額単価は雇用契約上の労働時間に連動する。 法定福利費として¥4,000,000を計上見込とする。				

※ ⑪について、記載内容が記入欄に収まらない場合は、各欄に「別紙による」と記載のうえ、当該内容を示した別紙を添付すること。

(3) 職場環境等要件について

平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず全てに☑をつけること。なお、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の各グループにおいて、それぞれ1つ以上の取組を行う必要がある。

資質の向上	<input checked="" type="checkbox"/>	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する者への実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
	<input type="checkbox"/>	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/>	小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/>	キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る）
	<input type="checkbox"/>	その他 []
労働環境・ 処遇の改善	<input checked="" type="checkbox"/>	新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
	<input type="checkbox"/>	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	<input type="checkbox"/>	ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
	<input type="checkbox"/>	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入
	<input checked="" type="checkbox"/>	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/>	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input checked="" type="checkbox"/>	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
<input type="checkbox"/>	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	
<input type="checkbox"/>	その他 []	
その他	<input type="checkbox"/>	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	<input type="checkbox"/>	中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）
	<input type="checkbox"/>	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	<input type="checkbox"/>	地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	<input checked="" type="checkbox"/>	非正規職員から正規職員への転換
	<input type="checkbox"/>	職員の増員による業務負担の軽減
<input type="checkbox"/>	その他 []	

(4) 見える化要件について

【※令和元年度は算定要件対象外のため省略】

【注意事項】

上記について虚偽の記載や、介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消されることがあるので留意すること。